

## 学 術

## アニマルウェルフェアと日本の畜産

岡 田 啓 司

岩手大学名誉教授

## 1. はじめに

アニマルウェルフェア (Animal Welfare : AW) の日本語訳は動物福祉であり、動物愛護 (Animal Protection) とは根本的に異なる。動物福祉は動物の視点に立って動物の満足度や生活の質 (QOL) を向上させるものであるのに対して、動物愛護は人間からの視点、すなわち「かわいい」「かわいそう」といった人間の感情をベースにしている。今日、畜産の世界で急速にAWという言葉が拡散しているので、その正しい流れを知る必要がある。

## 2. 世界動物保健機関 (OIE) がAWで果たしてきた役割

国際獣疫事務局 (Office International des Epizooties : OIE) は1924年に設立された世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関 (日本は1930年に加盟) で、現在は182カ国が加盟しており、動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準の策定等を行っている。2003年に世界動物保健機関 (World Organisation for Animal Health) という通称が定められ、2022年には通称の略称としてWOAHを用いることとなった。しかし法的名称は国際獣疫事務局のままであり、その略称はOIEという複雑な話になっているが、現在のところOIEが最も良く用いられている。

OIEには、野生動物作業部会 (1994～)、動物福祉作業部会 (2002～)、食品安全作業部会 (2002年～) の3つ常設作業部会が設けられている。2002年から検討が開始された「動物福祉」と「食品安全」のガイドラインは、「動物の福祉の改善は食品安全

を高め、それが人間の健康と福祉の改善を促進し、最終的には経済発展や貧困の解消など食料安全保障に寄与する」という理念に基づいており、この理念実現のために、動物福祉についての科学的な評価をおこなう手段の国際的な開発が推進されている。動物福祉作業部会の勧告が2003年の第71回総会で承認され、輸送、人道的屠畜、疾病管理目的の殺処分についての福祉基準案の策定がなされた。2004年の年次総会 (加盟167カ国) で「動物福祉の原則に関する指針」が採択され、そこでは「動物福祉の改善は生産性と食の安全を改善する可能性があり、その結果、経済的な利益を生み出すことが可能である」ことが示されている。日本で行われている代謝プロファイルテストを元にした牛群検診は、本来はこの考え方が基礎になっている。

OIE陸棲動物衛生規格委員会の動物福祉作業部会による家畜福祉ガイドラインは毎年更新され、2019年に採択された陸生動物の健康規約は7章構成になっている。そのうちの第7セクションがアニマルウェルフェア (AW) であり、第7セクションは表1のような14章に分かれている。

作業部会では各国がそれぞれの国の事情に合わせた意見書を提出して審議されるために、ガイドラインはかなり緩い内容になっている。その典型的な例としては、乳牛のスタンション飼育が許容されないのに対してタイストール飼育は許容されている。これは日本からの強い意見が出ていたことによると言われている。

表1 陸生動物の健康規約 第7セクションの構成

1. 動物福祉に関する勧告の紹介
2. 動物の海上輸送
3. 動物の陸上輸送
4. 動物の空輸
5. 動物の屠殺
6. 疾病管理目的での動物の殺処分
7. 野良犬の個体数抑制
8. 研究と教育における動物の使用
9. 動物福祉と肉牛生産システム
10. 動物福祉とブロイラー生産システム
11. 動物福祉と乳牛生産システム
12. 働く馬の福祉
13. 動物福祉と豚生産システム
14. 皮、肉、その他の製品を目的とした爬虫類の殺害

OIE陸棲動物衛生規格委員会の動物福祉作業部会による家畜福祉ガイドライン (2019)

### 3. ヨーロッパ連合 (EU) のAWの流れ

1964年にイギリスで出版された「アニマルマシーン」(ルース・ハリソン著)が近代の集約畜産の問題を告発したことに始まり、イギリス政府が立ち上げた技術諮問委員会(ブランベル委員会)が、1965年に動物福祉の原則として初めて「5つの自由」を提言し、これがEU、そしてOIEの家畜福祉政策の基準となっていった(表2)。1968年には「国際輸送における動物保護に関する欧州協定」、1976年には「農用動物保護に関する欧州協定」、その後も次々と欧州共同体から強制力のある指令が出された。1993年に欧州連合(EU)が発足し、1997年に調印されたアムステルダム条約の「動物の保護および福祉」議定書において「家畜は単なる農作物ではなく、

感受性のある生命存在である」と規定された。

牛に関する法規制では、1998年に出された農用動物保護指令において、8週齢以上の乳用子牛は個々のペン飼育と繋ぎ飼いが禁止されたが、成牛のような大動物の飼育は各国の地理的条件等が異なることから一律の規制は見送られた。しかし、繋ぎ飼いは牛の自由な行動を大幅に制限するのみならず、カウトレーナーとセットである点からも問題視されている。

EUでは、従来の工場的な家畜飼養法に対して、法律による規制あるいは禁止を進める政策が徐々に推進されてきた。主なものとしては、採卵鶏のバタリーケージ飼養は2012年までに全面禁止、繁殖母豚の妊娠ストール飼養は2013年までに全面禁止、雄子豚の外科的去勢手術は2015年までに禁止の方針が出され、オランダでは2015年に、ドイツでは2017年までに去勢が禁止された。

これらの政策を推し進める一方で、共通農業政策(Common Agricultural Policy: CAP)によるAW畜産へ転換する農業者への補助金政策を実施した。この政策ではEUの家畜福祉に関する諸規則の範囲内の活動に掛かるコストは自己負担で、基準以上の高い水準の家畜福祉の実現を契約した農業経営者に家畜福祉直接支払いが行われている。放牧については特に規定されていないが、2030年を目標とする「欧州グリーンディール」への対応が最優先課題とされており、その達成のための持続可能な畜産の実現に向

表2 アニマルウェルフェアの潮流

EU, 世界の主な流れ		日本の主な流れ
1964	アニマルマシーン出版	
1965	5つの自由を提言(フランベル委員会)	
1968	国際輸送における動物保護に関する欧州協定	
1976	農用動物保護に関する欧州協定	
1993	EU発足	
1997	アムステルダム条約の「動物の保護および福祉」議定書	
1998	農用動物保護指令	
2004	動物福祉の原則に関する指針(OIE)	
2008		アニマルウェルフェアに対応した家畜の飼養管理に関する検討会(畜産技術協会)
2011		アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針(畜産技術協会)
2019	陸生動物の健康規約(OIE)	
2020		アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について(農林水産省)

けた流れがあり、さらに有機畜産や放牧飼育を求める消費者意識の拡大も拡大してきたことにより、放牧畜産は推奨されている。家畜密度が最も高いオランダでも80%以上の酪農家が、1日6時間以上で年間120日以上以上の放牧目標をほぼ達成している。

#### 4. 世界におけるAW法整備の動き

各国はAW向上のために様々な法律を作って対応している。アメリカは州によって対応が異なっている。2018年までに法律（条件付き法律およびガイドラインを含む）の定められた国は以下の通りである。

乳牛に関しては、断尾禁止（イギリス、オランダ、カナダ、スウェーデン、スイス、ノルウェー、アメリカの3州）が定められている。豚に関しては、妊娠ストール禁止（EU、イギリス、イスラエル、オーストラリア、カナダ、スイス、ニュージーランド、アメリカの10州）、無麻酔去勢禁止（EU、イギリス、カナダ、スイス、ノルウェー）、断歯禁止（EU、アメリカ、イギリス、スイス、ノルウェー）、断尾禁止（EU、イギリス、カナダ）が定められている。鶏に関しては、バタリーケージ禁止（EU、イギリス、インド、韓国、スイス、ニュージーランド、ブータン、アメリカの6州）、嘴切断禁止（イギリス、オーストラリア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド）、絶食による強制換羽禁止（イギリス、オランダ、カナダ、スイス、スウェーデン、ノルウェー、アメリカの2州）が定められている。

家畜管理者のAWトレーニングに関しては、EUでは家畜飼養者への訓練コースの受講が定められている。イギリスでは飼養責任者による衛生およびAW計画の作成とスタッフの研修コースへの参加、アメリカではAWハンドブックの使用、オーストラリアではAW基準に従った飼養管理を行うための動物の健康とウェルフェアに関する能力の習得、カナダでは適切な教育（基本的事項、豚の苦痛回避、緊急時の対応、疾病への対応）が定められている。

#### 5. 日本の現状

日本では家畜福祉に関する法整備は行われておらず、公益社団法人・畜産技術協会がアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針等を作成・更新しているのみである。動物の愛護および管理に関する法律は存在するが、家畜福祉とは関係しない内容である。世界的には2004年からAWの大きな流れができたにもかかわらず、日本の畜産現場は何も変わらないまま今日に至っている。

これから日本で問題となってくるのは、乳牛では、タイストール（国内の73%：2015年）、無麻酔での除角・去勢・断尾、牛舎内に閉じ込めたままで放牧（パドックなどでの放し飼いを含む）しない、鼻環装着などがある。肉牛では、無麻酔での除角・去勢、ビタミンA欠乏飼育（EUにおけるフォアグラと同類）、鼻環装着などがある。豚では、妊娠ストール、無麻酔での切歯・去勢・断尾、早期離乳（EUでは28日齢以下の離乳禁止）などがある。鶏では、バタリーケージ飼育（国内の92%：2014年）、絶食による強制換羽、断嘴（国内の84%、2014年）、過密飼育などがある。

EUをはじめとした世界各国は徐々にAWの普及を図ってきたが、日本は世界の流れを軽視してきたために一気に様々な課題に直面しなければならなくなっており、これを農家の努力で乗り越えることが不可能なくらい、日本の畜産形態は世界的に見て非常に特異なものになっている。

#### 6. AWを評価する科学的手法

OIEでは動物福祉についての科学的な評価をおこなう手段の国際的な開発を推奨している。現在、家畜福祉の計量化として国内で行われている手法としては、栄養評価としての血液代謝プロファイルテストや、行動評価としての加速度や画像を用いた行動センサ開発などがある。しかしこれらの手法は単なる健康診断や発情発見など、生産性向上のための使われ方しかされていないのが日本の現状である。

## 7. おわりに

畜産情勢が大変なこの時期にAW等に構っている余裕のない現実がある。しかしAWは2004年から世界の大きな流れとなっている。さらに持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は2015年に国連総会で採択され、2030年までの達成目標に向けて世界が動いており、その中でも地球温暖化対策は急務と言われている。このような世界的な流れや危機感が国民や畜産関係者に浸透しないまま、2019年からのコロナ感染症の世界的蔓延による貿易の著しい停滞、2021年の北アメリカ大干ばつによる牧草や農産物の大凶作、2022年のロシアによるウクライナ侵攻の結果としての穀物およびエネルギー危機と激しいインフレ、日本の長年の財政政策の失敗などによる円安など、畜産に一気に大きな圧力がかかっている。

食の安全には、①食糧（飼料）自給率の向上（家畜飼料の輸入は自給率をカロリーベースで2割下げている）、②環境保全（循環型畜産の促進）、③食品の健全性確保（AWの向上）、④微生物・寄生虫・化学物質からの安全、の4項目が考えられる（表3）。このうち④だけは世界のトップレベルであるが、それ以外には目を向けてこなかったツケが一気に露呈しているのが今日の日本である。日本は携帯電話からスマートフォンへの切り替えに乗り遅れ、ハイブリッド車にこだわるあまりに電気自動車への切り替えに乗り遅れ、SDGs対応産業構造への切り替えに乗り遅れ、社会は少子高齢化にまっしぐらに突き進んでいる。ガラケーもガソリン車も世界トップレベルにまで上り詰めながら、世界の流れを読み違えてきたために、多くの失業者を生み出す結果に

表3 食の安全4原則

①食糧（飼料）自給率の向上
・量の確保は食糧安全保障の第一条件
・家畜飼料の輸入は自給率をカロリーベースで2割下げている
・世界的食糧危機で今まで通りの輸入量確保は困難
②環境保全
・循環型畜産の促進
・窒素および重金属の牧草地（農地）汚染の低減、メタン排出低減
③食品の健全性確保
・健全な食品は健全な家畜から生み出される
・疾病多発を前提とした生産性追求の時代は終了
④微生物・寄生虫・化学物質からの安全
・この項目だけは世界のトップクラス

なりつつある。乳牛も大型化して世界第3位の個体乳量にまで改良してしまったために、放牧に耐えられない牛になってしまっている。この厳しい状況が当分継続することを前提に、10年後、20年後の食の量的・質的（食の安全）確保のための畜産構造改革のチャンスが来たと、発想の転換を図ることが重要である。

## 参考文献

- 陸生動物の健康規約  
<https://aanzfta.asean.org/AECSP/ASEAN-SPS-Guide/files/media/2020/09/The-OIE-Terrestrial-Animal-Health-Code-Volume-1.pdf>  
 アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針等  
<http://jlta.lin.gr.jp/report/animalwelfare/>  
 本格的議論のための酪農・乳業の課題  
[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/tikusan/bukai/h2603/pdf/05\\_data5\\_rev3.pdf](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/tikusan/bukai/h2603/pdf/05_data5_rev3.pdf)  
 アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について  
[https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal\\_welfare-42.pdf](https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-42.pdf)

## プロフィール

岡田啓司（獣医学博士）岩手大学 名誉教授

### 【主な学歴】

昭和58年3月 岩手大学農学部獣医学科 卒業  
 昭和60年3月 岩手大学大学院農学研究科獣医学専攻修了

### 【主な職歴】

昭和60年4月 宮城県農業共済組合連合会技師  
 平成3年9月 岩手大学農学部附属家畜病院助手  
 平成14年10月 岩手大学農学部附属家畜病院助教授  
 平成18年10月 岩手大学農学部獣医学科助教授  
 平成19年4月 岩手大学農学部獣医学課程准教授  
 平成27年4月 岩手大学農学部共同獣医学科教授  
 令和4年3月 岩手大学定年退職

### 【所属学会（役職）】

日本獣医学会評議員  
 日本家畜臨床学会監事  
 牛臨床寄生虫研究会会長

### 【社会における活動状況】

日本装蹄師会（現：日本装蹄協会）牛装蹄部会認定試験委員  
 日本装蹄協会全国牛装蹄競技会審査委員長  
 一般社団法人原発事故被災動物と環境研究会理事・事務局長